

令和6年度重度障害者対応グループホーム整備費補助金実施協議書の提出について

令和6年度において、重度障害者対応グループホーム整備費補助金の交付を受けて施設整備や備品整備等を予定している法人は、下記により実施協議書等を提出してください。

なお、実施協議書を提出すれば必ず補助を受けられるわけではありません。補助金を受けられない場合の方針についても、併せて御検討ください。

令和6年5月1日

静岡県健康福祉部障害者政策課長

記

1 提出資料

(1) エントリーシート

連絡先等の把握のため、実施協議書の提出を希望される方はエントリーシート(Excel)を提出してください。

(2) 実施協議書

⇒別紙様式「実施協議書」及び別紙様式記載の添付書類を提出してください。

2 提出方法

電子メールで障害者政策課宛てに提出してください。

メールアドレス：shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

3 提出期限

令和6年5月31日（金）

4 その他

- (1) 資料作成に当たっては、静岡県重度障害者対応グループホーム整備費補助金交付要綱に従って整備計画を検討してください。
- (2) 今回の募集は、令和6年度中に事業を完了できる法人に限ります。令和7年度整備については別途募集をします。
- (3) 当該補助金は県独自の助成制度であるため、政令市（静岡市・浜松市）所管の施設については対象外となりますので、御了承ください。